

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社トーアミ			コード	5973
提出日	2025/6/24	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤木 晴彦	社外取締役	○													○		有
2	小磯ゆかり	社外取締役	○													○		有
3	内海 二郎	社外取締役	○							△								有
4	アレキサンダー・キャンベル・ベネット	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		藤木晴彦氏は、税務署長を歴任するなど税務行政に関する指導・監督の経験を有しており、また税理士として幅広く税務や企業財務に関する知見を備え、当社のコンプライアンス体制及び経営監視体制の強化への貢献が期待できるため。 また、当社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
2		小磯ゆかり氏は、経営に関して、専門的な知識・経験等に基づき各種企業の業務のサポート・助言を行っていることから、中立的かつ客観的立場から監督・提言いただくことにより、当社の監督機能の強化に繋げることが期待できるため。 また、当社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
3	2007年7月まで、当社の取引銀行でありそな銀行に勤務していた。	内海二郎氏は、金融機関において、財務面及び経営面での支援及び育成に携わり、また前勤務企業では経営資源の管理及び運用業務に従事するなど、幅広い経験と知見を有しており、また当社社外取締役に就任されて以来、取締役会において適切な提言・指摘等を行っていることから適任であると判断しているため。 また、当社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
4		ベネット氏は、現在大学教授及び研究所所長の任にあり、地域貢献や国際交流の場で精力的に活動を行われるなど、幅広い経験とグローバルな知見を有しており、その高い見識と豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から提言・指摘等を行うことにより、当社の業務執行に関する監視機能の役割を期待できるため また、当社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
5		

4. 補足説明

当社は社外役員の独立性について、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有するものとします。

(1) 当社を主要な取引先とする者(※1)又はその業務執行者
(2) 当社の主要な取引先(※2)又はその業務執行者
(3) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
(4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
(5) 過去3年間に上記(1)～(4)に該当していた者
(6) 上記(1)～(5)に該当する者（重要な地位にある者(※3)に限る）の配偶者又は二親等以内の親族
ただし、上記(1)～(6)のいずれかに該当する者であっても、当該人物の見識および経営に対する知見等を鑑み、当社の社外役員として十分に機能し得ると判断した場合、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員として十分に機能し得るとする理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。